

## 青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

市民サービスの更なる向上を図るため、窓口における印鑑登録証明書の交付申請の際、個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を不要にしたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例(昭和 5 9 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の交付を受けた者が、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

第 1 8 条第 2 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する」を削る。

第 1 9 条中「前条第 1 項」の次に「(ただし書を除く。)」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。